

試行方法案に係る会派意見の調査票集計結果②(定例会日程の見直しについて)

【試行方法案】

◎一般質問の通告時間を1人20分とし、一般質問開催日数を見直し(5日間→4日間)

◎予算・決算審査特別委員会分科会と同様の組合せにより常任委員会を分散開催(2日間→3日間)

会派名	回答区分	確認事項・修正意見
自由民主党	試行方法案どおりで特に問題なし	
立憲民主・無所属	試行方法案どおりで特に問題なし	
公明党	確認事項・修正意見あり	・市政に関する質問は重要であり、他の政令市では委員会の中で質疑する機会が設けられていると聞いています。 ・本市の委員会運営を勘案すると、「一般質問」の通告時間に制限が設けられることは、議員の発言の機会を喪失することに繋がりがかねないことから、「言論の府」としての議会本来の姿から好ましくないと考える。 ・一般質問と常任委員会は別の事項であり、一般質問については前々回の活性協で文書質問を検討する際に、他市よりも時間数・機会が多いことは確認されているので、それらを踏まえた上で丁寧に議論すべきである。 ・一般質問の時間・期間が長い印象はありますが、それが千葉市議会の特徴であり、比較的専門性が発揮されたり、活性化されてきた一因であったと理解しています。 ・分科会で既に行っていることから常任委員会の分散開催も一定の合理性はあるが、現在の内容のままで日数を増やす(同一委員会に3日間設定する)ことに合理性はない(現在の体制で所管事務調査等はできており、時間外まで行っている委員会はない)また、試行方法案が効率的な議会運営に結びつくのか不明である。
共産党	確認事項・修正意見あり	・常任委員会はネットで見られるので分散開催する必要はなし。 ・一般質問は会派分の時間の保障が全くなく、議員1人1人の質問権を侵害するものであり、1人1人に確認した上で今までどおりの5日間を保障すべき、時間は制限すべきでない。
日本維新の会・無所属の会	確認事項・修正意見あり	・常任委員会を分散解散しても傍聴はできるが発言が出来るわけではないので、録画中継で委員会の確認は可能であると考えたとあえて分散開催をする必要はないと考える。 ・一般質問の通告時間を1人20分とすることについては了承。